

岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3月27日

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市条例第13号

岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「指定介護予防訪問介護事業者(岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第60号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第9条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。)」を「法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護(指定介護予防サービス等基準条例第8条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。)の事業」を「当該第1号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第11条第1項に規定する」を「市町村の定める当該第1号訪問事業の」に改める。

第15条第2項中「基準該当介護予防訪問介護(指定介護予防サービス等基準条例第13条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。)の事業」を

「法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」に、「指定介護予防サービス等基準条例第15条第1項に規定する」を「市町村の定める当該第1号訪問事業の」に改める。

第20条第2項中「指定介護予防サービス等基準条例第18条第1項」を「岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年岡崎市条例第60号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第18条第1項」に、「みなす」を「とみなす」に改める。

第42条第4項中「指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第40条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。）」を「法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第39条に規定する指定介護予防通所介護をいう。）の事業」を「当該第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第42条第1項に規定する」を「市町村の定める当該第1号通所事業の」に改める。

第53条第3項中「基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第44条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。）の事業」を「法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」に、「指定介護予防サービス等基準条例第46条第1項に規定する」を「市町村の定める当該第1号通所事業の」に改める。

（岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正）

第2条 岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年岡崎市条例第60号）の一部を次のように改正する。

「第2章 介護予防訪問介護

目次中 第1節 介護予防訪問介護（第8条～第12条） を「第2
第2節 基準該当介護予防訪問介護（第13条～第16条）」

「第7章 介護予防通所介護

章 削除」に、 第1節 介護予防通所介護（第39条～第43条）

第2節 基準該当介護予防通所介護（第44条～第47条）

を「第7章 削除」に改める。

第2章を次のように改める。

第2章 削除

第8条から第16条まで 削除

第20条第2項中「指定居宅サービス等基準条例第18条第1項」を「岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年岡崎市条例第59号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第18条第1項」に改める。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第39条から第47条まで 削除

第63条の見出し中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改め、同条中「、指定介護予防通所介護事業所」を削り、「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第67条第1項中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

附則第5項から第8項までを削る。

（岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第3条 岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年岡崎市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第19条の5第4項中「指定介護予防通所介護事業者（岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年岡崎市条例第60号。以下この項において「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第40条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。）」を「法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第39条に規定する指定介護予防通所介護をいう。）の事業」を「当該第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第42条第1項に規定する」を「市町村の定める当該第1号通所事業の」に改める。

第54条中「第17条の10」を「第17条の12」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(介護予防訪問介護に関する経過措置)
- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧指定介護予防訪問介護」という。）又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。）については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。
 - (1) 第1条の規定による改正前の岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「旧指定居宅サービス等基準条例」という。）第11条第2項及び第15条第2項の規定
 - (2) 第2条の規定による改正前の岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下「旧指定介護予防サービス等基準条例」という。）第8条から第16条までの規定
- 3 前項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例第11条第2項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準条例第11条第2項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

指定訪問介護事業者（岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設	法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（指定介護予防
--------------------------------	-------------------------------------

備及び運営の基準に関する条例（平成24年岡崎市条例第59号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第9条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）	訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第8条に規定する指定訪問介護をいう。）の事業	当該第1号訪問事業
指定居宅サービス等基準条例第11条第1項に規定する	市町村の定める当該第1号訪問事業の

- 4 附則第2項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例第15条第2項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準条例第15条第2項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第13条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。）の事業	法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）
指定居宅サービス等基準条例第15条第1項に規定する	市町村の定める当該第1号訪問事業の

（介護予防通所介護に関する経過措置）

- 5 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。

- (1) 旧指定居宅サービス等基準条例第42条第4項及び第53条第3項の規定
- (2) 旧指定介護予防サービス等基準条例第39条から第47条まで、第63条及び第67条第1項の規定

- 6 前項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防

サービス等基準条例第42条第4項の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準条例第42条第4項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第40条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年岡崎市条例第61号。以下この項において「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第19条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）</p>	<p>法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業（指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者</p>
<p>指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第39条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第19条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）の事業</p>	<p>当該第1号通所事業</p>
<p>指定居宅サービス等基準条例第42条第1項又は指定地域密着型サービス基準条例第19条の5第1項に規定する</p>	<p>市町村の定める当該第1号通所事業の</p>

7 附則第5項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例第46条第3項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。

この場合において、旧指定介護予防サービス等基準条例第46条第3項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準条例第51条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。）の事業	法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）
指定居宅サービス等基準条例第53条第1項に規定する	市町村の定める当該第1号通所事業の